

いじめ防止基本方針

この基本方針は、札幌市が策定した「札幌市いじめ防止等のための基本方針」をもとに、本校の子どもたちが心豊かで、自他を尊重し、主体的に考え行動する自立した札幌人になってほしいという願いを込め、本校の実情に応じて策定するものです。

1. 「いじめ」の定義と具体的な事例

「いじめ」とは、子どもどうしの人間関係で心理的、物理的な影響を与える行為の中で、この行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。よって、個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、表面的・形式的によるものだけではなく、いじめられた児童の立場に立って行っていく。

具体的な事例として、以下を挙げる。

- 悪口や嫌なことを、繰り返し言われる
- 仲間はずれにされたり、集団で無視されたりする
- わざとぶつかられたり、遊びと称して叩かれたり蹴られたりする
- 物を隠されたり取られたりする
- 物を壊されたり捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- インターネットなどを使って、誹謗中傷や嫌なことをされたり広められたりする など

2. 本校の現状と認識

本校は児童数が800名を超える大規模校であり、各学年ともに学級数が4学級と多いため、1年間の中で他学級の子も同士が交流する機会は限られている。しかし、反面、学級編制によって新たな人間関係が生まれ、広がるよさがある。同時に、以前の学級で抱えた人間関係をそのまま上学年へ持ち込み、関係づくりに悩む場面も見られる。良好な人間関係を保ち、豊かな心を育成していくことが、何より大切だと考える。

いじめはどこの学校や場所でも、誰にでも起こりうる、また見付けにくいものだとすることを前提とし、上記の現状をふまえ、本校における「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下の5つのポイントを掲げる。

- ① 校内にいじめを許さない雰囲気を醸成し、未然防止の取組を推進する。
- ② 子どもの権利条例の理念を生かし、児童・教職員の人権感覚を高める。
- ③ 子ども一人一人の自己有用感、肯定感を育む教育活動を推進する。
- ④ 保護者や関係機関、地域関係者との連携、参画を促す。
- ⑤ 組織的な対応により、いじめの早期発見から再発防止までを柔軟に行う。

3. いじめの未然防止のための取組

①「いじめ」の認識について、教職員が共通理解し、児童に指導する

- ・いじめを許さないという雰囲気を醸成していくために、いじめの定義を教職員間で共通理解していくとともに、低学年のうちから「していけないこと」を具体的に適時指導していく。
- ・道徳の時間を中心に、「いじめられている」側の気持ちを理解させていく。誰にも相談できない悩みや苦しみは、どこにどう相談すればよいのかを具体的に指導し、相談する大切さを共有する。

②豊かな心の育成につとめる

- ・教育活動全般において、また、道徳の学習において、心の教育を推進する。「やさしさ」「おもいやり」の心、規範意識や助け合いの精神など。
- ・あいさつ運動や異学年交流「なかよしタイム」を通じ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、よりよい人間関係を築く素地をつくる。
- ・児童が主体的に参加、活躍できるような授業づくりや委員会活動により、児童の自己有用感、肯定感を育む。
- ・関係機関の協力を仰ぎ、人権意識を高め浸透させていく。教職員向け研修会を実施し、スクールカウンセラーによる児童向け授業を開催する。

③情報モラル教育を充実させる

- ・ネットによるコミュニケーションの便利さと危険性について学ぶ機会を設け、発達段階に合わせた情報モラル教育を進める。

④教職員による不適切な認識や言動を慎む

- ・児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払う。特に、障害のある児童、外国人児童、性同一障害に係わる児童、震災により避難している児童に対する理解を深め、適切な支援を行う。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

①早期発見

- ・担任のみならず、全教職員が高くアンテナを張り、児童が発する小さなサインにいち早く気付けるようにする。
- ・声かけを大切にし、変容を見いだす努力をしていくとともに、児童の反応が「大丈夫」というものであってもよしとせず、教職員間で情報を共有しながら進める。(6月に本校独自の児童アンケート、11月に市教委アンケート、2月に追跡調査実施。)
- ・本校で盛んな少年団の活動での人間関係が、学校生活に及ぼすケースもあるため、担当指導者からも情報を得やすいような体制作りや信頼関係を築いておく。
- ・市教委の実施する「悩みやいじめに関するアンケート」を実施するとともに、その後の経過について全職員で注意深く観察していく。

②早期対応

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、個人で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。
- ・児童への精神的な負担を考慮しながら聞き取りなどを行い、事実関係の的確な把握をする。また複数の教職員で事実確認をし、詰問調でなく中立的に穏やかに行う。
- ・関係教職員で事実関係を整理し、事実関係や当該児童に間違いがないかを精査した上で記録化、関係児童の保護者や市教委への説明や報告を進める。またケースによっては必要に応じて対応についての助言を得る。
- ・明らかになったことを正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について学校と連携していくことを伝える。また、SC など関係機関と連携しながら、児童の心のケアに努める。
- ・解決に向け、いじめに至った経緯を分析するとともに、学級・学校内での人間関係の修復に力点を置く。好ましい集団活動が出来、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。
- ・単に謝罪をもっていじめが解消されたと判断することなく、「3か月以上いじめに係る行為が止んでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」状態となるまで日常的に注意深く経過を観察する。
- ・加害者の心情や行為を聞き取り、把握する。それを生かして、今後の生活の立ち直りの支援を継続して行う。

5. 「いじめ防止対策委員会」の設置

①目的

- ・「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、「いじめ」を未然に防止し、児童がより良く安心した学校生活を送れるように対応していくことを目的とする。

②内容

- ・アンケートを主として、いじめの芽をいち早く察知し、対応していく。また、いじめが発生したと思われるときは、いじめを受けた側のフォローを念頭に、いち早く対応する。

③構成

- ・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、該当児童の学級担任、学びの支援コーディネーター、養護教諭、(場合に応じてスクールカウンセラー)

④主管

- ・教頭

6. 重大事態への対応

①重大事態とは

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき、またはその疑いがあるとき
- ・いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている、またはその疑いがあるとき

②発生時の対応

- ・発生した旨を市教委に報告する。
- ・事案に対処するための組織を設置し、適切な方法を検討しながら児童の心情に配慮しつつ事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・いじめを受けた児童、保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

※児童の生命や安全を守ることを最優先に考え、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、警察へ相談・通報し、適切な援助を求める。

7. 本方針の定期的な点検と見直し

本方針は、年度末評価を機会としてその有効性を教職員への調査票をもとに点検し、実情にあったものへと適宜改訂を加えていく。また、事案の発生時には、解決の折をみて、対応記録をもとに客観的に検証する。